資料４

コミュニティバス等の本格運行の実施時期について

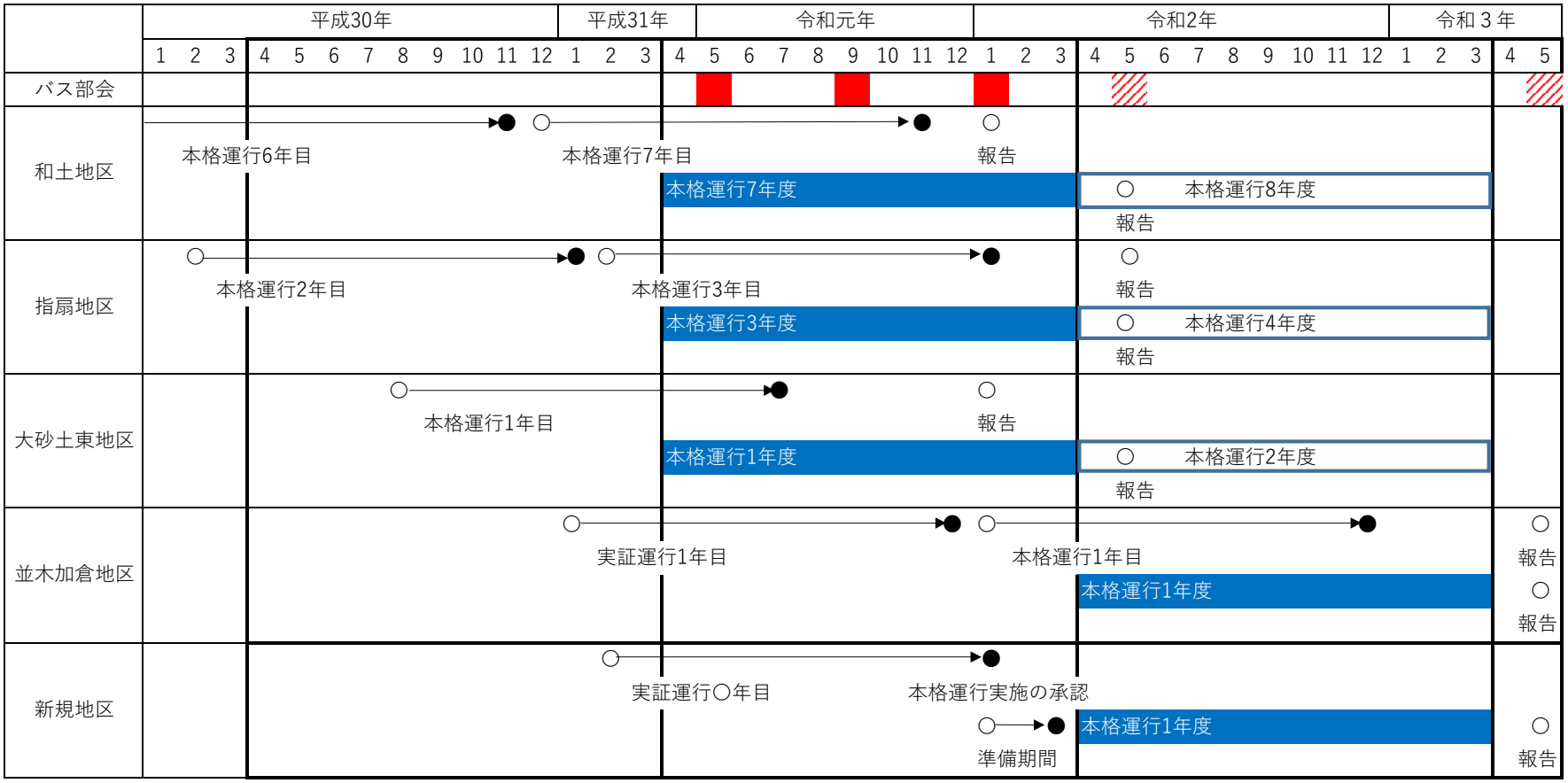

【取扱方法】

＊本格運行の実施時期については、上記のように年度当初（4月）とする。実証運行中の地区において、地域公共交通協議会で本格運行実施の承認がされた場合、その年度末までの期間は準備期間として実証運行扱いとする。

＊現在本格運行中の路線については、令和元年度分の運行報告を令和2年の5月に予定されているバス部会において改めて報告する。